

○ 業績目標 1-2-3：事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化を起点として、事業者が日頃行う事務処理のデジタル化を促進することにより、社会全体のDXの進展に貢献します。

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。

また、経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、経営の高度化に資することが期待されるとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

国税庁では、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取引の先には社会全体のDXにも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きつつ、事業者の業務のデジタル化促進に取り組めます。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報

業1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力

関連する内閣の基本方針等

○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）

業績目標 1-2-3 についての評価結果

業績目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

施策「業1-2-3-1」及び「業1-2-3-2」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。
なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

実績の分析

（必要性・有効性・効率性等）

事業者のデジタル化促進は、税務を起点とした社会全体のデジタル化を推進する上で重要な取組です。

令和6事務年度においては、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、IT導入補助金等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、積極的に周知・広報を行ったほか、関係省庁などの関係機関とも連携・協力し、事業者のデジタル化に向けたイベントの開催や、事業者向けのデジタル化相談窓口一覧を国税庁ホームページに掲載するなど、社会全体のデジタル化に向けた取組を行いました。

施策	業1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報
取組内容	事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進するため、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス（用語集参照）、IT導入補助金（用語集参照）等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、関係機関と連携し、分かりやすい周知・広報に努めます。 なお、周知・広報に当たっては、「大企業」、「個人事業主」などといった事業者の属性やデジタル化の進捗に沿った周知・広報を実施するほか、事業者のニーズに沿った内容とすることにより、事業者のデジタル化を後押しします。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-3-1-B-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報	
（令和6事務年度目標） 税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、IT導入補助金等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、積極的に周知・広報を行います。	
（目標の設定の根拠） 事業者の業務のデジタル化を強力に推進するためには、会計ソフトやデジタルインボイス等のメリットや、IT導入補助金等の制度の周知・広報が有効であることから、目標として設定しています。	
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 会計ソフトやデジタルインボイス等の各種ITツールのメリットやIT導入補助金等の支援策等を案内する動画・リーフレットなど、事業者の規模やデジタル化の進捗に沿った各種広報素材を制作し、国税庁ホームページや動画共有サイト（YouTube）への掲載、SNS（X（旧Twitter））への投稿、政府広報オンラインを通じた情報提供を行ったほか、税務情報誌へ寄稿をするなど、デジタル化のメリットが幅広く事業者の目に触れ、デジタル化の検討のきっかけとなるよう取り組みました。 また、各局においても、e-Taxや電子帳簿等保存制度に関する説明会等の機会に事業者のデジタル化促進に関する積極的な周知・広報を行いました。 なお、事業者のデジタル化促進は、国税庁としても新しい取組であることから、各局において、局署職員へ会計ソフトやデジタルインボイスといったデジタルツールの研修会を実施する等、意識醸成や体制整備を目的とした取組を行いました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、積極的に幅広く周知・広報の実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。
施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標「業1-2-3-1」の達成度が「○」であったものの、会計ソフトやデジタルインボイスの普及に向けては、引き続き取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。
施策	業1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力
取組内容	各種デジタル化関連施策を所掌する関係省庁や事業者のデジタル化を支援する関係団体及びデジタルツールを提供する会計ソフトベンダー等（以下「関係機関」といいます。）と連携・協力し、事業者のデジタル化に向けたイベントや共同推進宣言の実施等を通じて、事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、事業者のデジタル化施策の積極的に推進します。

	また、取組を通じて把握された課題については、関係機関と連携し、その解決に向けて取り組みます。
--	--

定性的な測定指標	
	〔主要〕 業1-2-3-2-B-1：関係省庁などの関係機関との連携・協力
	（令和6事務年度目標） 事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、関係機関と連携・協力し、事業者のデジタル化に向けたイベントや共同推進宣言の実施等を通じて、事業者のデジタル化施策の積極的な推進を行います。
	（目標の設定の根拠） 事業者のデジタル化促進に当たっては、国税当局のみならず、関係機関と連携・協力することが不可欠であることから目標として設定しています。

目標の達成度		○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、国税庁から各府省庁等に対し、所管する業界団体・独立行政法人等へ、デジタル化のメリットを訴求した広報素材を活用し、事業者の業務のデジタル化を働きかけていただくよう、周知依頼を実施しました。 また、税理士会など関係機関主催の各種デジタルフォーラムなどの各種イベントにおいて、事業者のデジタル化促進やデジタルインボイスの利活用をテーマにした講演を行ったほか、各国税局においても、地域における講演会や研修会において講演やブースの出展を行い、地域のデジタル化へ対する意識醸成に貢献しました。	
	さらに、事業者のデジタル化に当たっては、支援機関による伴走支援が必要であることから、中小企業庁（よろず支援拠点及びIT導入補助金）や中小企業基盤整備機構（IT経営サポートセンター）、日本商工会議所及び全国商工会連合会等の関係機関から協力を得ながら、事業者向けのデジタル化相談窓口一覧を作成し、国税庁ホームページに掲載するなどの取組を行いました。	
	（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、関係機関等と連携・協力し、事業者のデジタル化促進に係る各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	

施策についての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	測定指標「業1-2-3-2」の達成度が「○」であったものの、会計ソフトやデジタルインボイスの普及に向けては、引き続き取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。	

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。	
	（業1-2-3-1：事業者のデジタル化関連施策の周知・広報） 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報については、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、IT導入補助金等といった施策の周知・広報を実施するほか、令和7年度税制改正において請求書等のデジタルデータを帳簿に自動連携する場合の税制上の措置が新設されたことから、これらの制度の周知・広報を行うなど国税庁が目指す取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて、引き続き取り組みます。	
	（業1-2-3-2：関係省庁などの関係機関との連携・協力） 幅広く事業者が業務のデジタル化を検討するきっかけとなるよう、「事業者のデジタル化等に係	

る関係省庁等連絡会議」と連携・協力しながら、デジタル化関連施策の周知・広報に努めるとともに、事業者を適切な支援機関へ案内できるよう、事業者のデジタル化を支援する関係機関と連携・協力し、事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。			
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見		○ 国税庁の目標に「事業者のデジタル化促進」が新規に追加され、それに対する評価が出てきたということの評価したい。中小事業者のデジタル化を進めるということが大きな経済社会のインパクトを生むと確信している。 ○ 中小事業者のデジタル化を進めるにあたり、セキュリティの問題が大きな影響を及ぼすことが想定されるため、これに対する政策や関連する目標設定を検討いただきたい。 ○ 中小企業におけるデジタル化については、利用者目線に立って使いやすいものを是非生み出してほしい。アジアは中小企業が多く、先導役として非常に役に立つと思う。 ○ サイバーセキュリティの対応は個別の企業や金融機関では対応が難しい。国やデジタル庁、更にはもう一つ上のグローバルな組織を作り、サイバーセキュリティプログラムを利用者に提供しないと個別では絶対対応できないと思う。	
今回廃止した測定指標とその理由			
該当なし			
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。		
実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策		該当なし	
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報		該当なし	
前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況		業績目標 1－2－3：事業者のデジタル化促進は、令和 6 事務年度実績評価実施計画において新たに策定された目標です。	
担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和 7 年10月